

宍道湖の鹹度問題 (四)

小 牧 實 繁

其處で此の事實は今暫く問題外とし尙他日の吟味を待つ事とするも、地形上から、即ち前述の如き等高線の工合から、斐伊川は西杵築海方面へ二度、東宍道灣方面へ三度(現在共に)河道を變移しながら其の都度河口に三角洲を形成しつつ、神門の平原を發達せしめ現今に至つたもので、一の三角洲が直ちに北延して北山山麓に達したのではなく、従つて宇灘貝塚築成時代まで溯れば、斐伊川の三角洲は未だ北山山麓迄は達せず、其の間、杵築海と宍道湖とを相通せしむる海峡又は水道が存在したのではなからうかと思はしめる節がないでもない。

然しながら此れには確かなる證據がなく、果して左様であつたか、今之れを斷言し得る時機に達しないのに對して、矢張、斐伊川及び神戸

川(主として斐伊川)の三角洲が案外早く北方に延びて居て、殆んど北山山脈南麓に到達して居たのではないかとの考への方が、現佐陀川筋の先史地理研究の結果から、比較的許さるべきものとして採用してよいのではなからうか。斐伊川三角洲と北山山脈南麓との間に、宇灘貝塚築成時代廣い水面が存し、宍道湖と西杵築海とを相連絡せしめて居たと云ふ確實な證據が上らない以上は、余は暫らく、現佐陀川筋の先史地理的研究の結果から、斐伊川三角洲及び北山山脈の兩者は殆んど接近して居たもので、其の間然かく廣大な水面なく、若し水面が存して宍道湖と杵築海とを相通せしめて居たとしても、其れは單なる狹水道であつたに過ぎぬと考へ度い。甚だ微温的ではあるが材料の不充分な間は之れ

位の事しか云へないのであつて遺憾ではあるが致方がない。

實際標高十米以下の沖積平野と雖も然かく新しい生成にかかるとはならない。其れはかかる低卑の平野にも既に出雲風土記編纂時代聚落の發達して居た事實によつて知れる。其の聚落は次の如きものである。

大草郷(意字郡) 今の八東郡大庭村大字大草附近、標高十米以下、但七米半以上に位置す

突道郷(同郡) 今の八東郡突道の町附近、標高十米以下
美談郷(出雲郡) 今の簸川郡國富村美談附近、標高十米以下

八野郷(神門郡) 今の簸川郡四纏村八野附近、標高十米以下、而も五米以下

古志郷(神門郡) 今の簸川郡古志村、上古志、下古志、古志町附近に當る、標高十米以下に位置す

狭結驛(神門郡) 郡家即ち古志郷と同所、標高十米以下
標高十米以下の沖積平野と雖も然かく新らしい生成に係るものではない事は如上の聚落が既に風土記編纂時代標高十米以下の平地に發達して居たので明かである。

風土記編纂時代標高十米以下の平地に發達して居た聚落は以上の六個郷に止るが、當時同じく十米以下の平地に神社の奉祀せられて居たものは可なりに多く、左の十餘社を擧げる事が出来る。神社の位置に就ては主として「出雲風土記考證」を參考した。

賣豆貴社(意字郡) 今松江市東南部のミツキ神社、舊は其より東、南津田にあつた、寛文中今の社地に移した、若し然らば標高十米以下の地に存したのみならず、標高五米以下に存した事となる

多加比社(意字郡) 今松江市の東方、東津田の高目大明神、高距十米以下、而も五米以下

阿太加夜社(意字郡) 今八東郡出雲郷村足高大明神、高距十米以下

大野津社(秋鹿郡) 今八東郡大野村大野川の川口に近く其の東側にある、此處は古は船津であつた、津の森を里人誤つて角森と書く、標高五米以下に位置す

鳥屋社(出雲郡) 今簸川郡伊波野村の北部鳥屋大明神、標高十米以下に存在する

御井社(出雲郡) 今簸川郡直江村御井にある、郵便局の邊ならば、標高十米以下

縣社(出雲郡) 簸川郡久木村今在家の國長と云ふ地にあ

つたが寛永の洪水に流亡、然らば標高十米以下
都半自社(出雲郡) 簸川郡直江村下直江の漆沼大明神、直
江町と原鹿との中間にある、然らば標高十米以下、而も
五米以下に位置する、二萬五千分一地形圖には漆沼を漆
治と誤つて居る。

矢野社(神門郡) 簸川郡四纏村矢野にある、然らば標高十
米以下、而も五米以下に位置する譯である。

阿利社(神門郡) もと、今の簸川郡鹽治村阿利原(今有原
と云ふ)にあつた、然らば標高十米以下而も五米に近い
所に存在した譯である。

大山社(神門郡) 簸川郡四纏村小山社である、然らば標高
十米以下にあり而も五米以下に存在する譯である。

以上の如き多數の神社が既に風土記編纂時代
標高十米以下の平地に存在したのであつて、以
て十米以下の沖積平野と雖も然かく新らしいも
のではない事の證據となし得るであらう。勿論
風土記編纂時代の神社は其の後奉祠の位置が一
定して居て少しも移轉せられなかつたとは考へ
られず、原位置から移轉せられた事があるに違
ひないが、上記の如き比較的多數のものが十米
以下の平地に存在するのを見て尙之れ全く高度

十米以下の平地の早き時代に於ける發達の證據
となすに足らずとして看過し得るであらうか。
余は寧ろ今日に於いては、此等神社移轉の記録
なく、又同様の傳説もなく、從來の研究によつ
て其の移轉の立證せられて居ない以上暫らく其
等神社は風土記編纂時代の原位置にあり、又上
記の中移轉の事の傳へられて居る小數のものは
其の舊位置が風土記編纂時代の原位置に當るも
のとして考へて置かうと思ふ。

而して、上記の如く風土記編纂時代標高十米
以下の平地に存在した聚落及び神社の中に標高
五米以下の平地に存在したものが可なりに多く
發見せられる事實は最も注意に價すると思ふ。
上記の中五米以下の平地に存在した聚落は、八
野郷(今の矢野附近)であり、同神社は、賣豆貴
社、多加比社、大野津社、都牟自社、矢野社、
大山社である。

此の事實は風土記編纂時代に於いて既に、現
今標高五米に満たぬ低卑な沖積平野が一部存在
したのみならず、聚落及び聚落民崇拜の對象た

る神社が、此處に形成建立せられて居た事を示す。換言すれば標高五米以下の沖積平野と雖も普通に考へられる如く然かく新らしい生成に係るものではない事を證據立てて居る。

以上列記した、標高五米以下に位する聚落及び神社の中、賣豆貴社、多加比社、大野神社、は其の地理的位置の關係上、今當面の問題とする神門の平野と直接の關係がないから、暫らく除外するとして八野郷及び都牟自社、矢野社、大山社が、出雲風土記編纂時代、現在の標高五米以下の神門平原の一部に存在した事は、何を吾人に示指するか。

標高五米以上の平野は勿論、五米以下の平地と雖も、案外古き生成に係り、其の一部即ち斐伊川左岸に於いては、矢野、小山、右岸に於いては、漆沼附近陸地の生成が既に^{出雲風土記編纂時代以前まで}溯り得る事は上述の事實によつて明かであるが、同時代に於いて、既に陸地であつた部分は、神門平野に於いて單に斯かる小範圍に亘るのみではない。杵築海沿岸には、藪

長濱の砂丘が形成せられて居り、又少しく内陸に當つても現在の濱山の砂丘が形成せられて居たと思はれるのである。

出雲風土記神門郡 神門水海の條に「神門水海 郡家正西四里半五十步 周卅五里七十四步 裡則有鯿魚、鱈仁、須受枳、鮎、玄蠣也 即水海與大海之間 有山 長廿二里二百卅四步 廣三里 此者 今俗人號云藪松山 地之形體 壤石並無 白沙耳積上 即松林茂繁 四風吹時 沙飛流 掩埋松林 今年埋半遺 恐遂被埋已與」^{イトシゴトニウツツマリケ}とあり、又全出雲郡の條に「藪長三里一百步 廣一里二百步 松繁多矣 即自神門水海」^通大海潮長三里 廣一百二十步 此則出雲與神門二郡界也」とあつて、現在の神西湖の西方から北方に向つて藪松山の砂丘が存し、瀉としての神門水海(現神西湖の前身)の排水口を隔てて更に北方杵築の方面に藪の砂丘(砂丘未だ發達せず松を有する砂嘴であつたかも知れぬが恐らく砂丘が發達して居たらしい事は、藪松山及び藪の現状比較によつて略推測出来る)が發達して

居た事が知れるのである。

此の事實より推せば、現在の濱山砂丘の地にも當時又た既に砂丘が發達して居たに違ひないと思はれる。即ち此れと齒松山及び齒との現状比較によつて推測し得る所である。

後藤氏は「出雲風土記考證」(二八一頁)に於いて「松山の長廿二里二百卅四步は、一十二里二百卅四步の誤りであらう」とせられたが、若し此の松山の長さが神西湖の前身たる神門水海の南端邊より當時の出雲郡界即ち現今の神戸河口の邊までの長さを云つたものとすれば、後藤氏の指摘された如く、廿二里は一十二里の誤であらうと思ふ。風土記鈔には神門水海は南邊は現在の二部邊まで延びて居た様に云つて居り、又地形上其れは許される考へであるから其から現神門河口までの距離を計測すると大體一十二里二百卅四步位となるのである。斯くの如く訂正して考へると、齒松山に關する風土記の記載は甚だ詳細であり、廣さ即ち幅員の方は大體現在の情態と合するし、砂丘の情態に就いては詳

細に叙述して居つて、之れを以てしては當時に於ける砂丘の存在を否定する譯にはゆかぬのである。

齒の廣さ即ち幅員に就いて後藤氏は「此邊の濱は漸々に砂の堆積によりて廣さを増す。今は汀線が鯨岩に達した。天保時代までは關島セキノの下まで波が打ち寄せ、荒れの時には通行が出来なかつた。そしてこれより以北には砂濱はなかつた。これを以つて見れば、天平時代には汀線は遙かに東へ退いて居つたであらう」(出雲風土記考證二四六頁)と云はれ、現在は當時の幅員一里二百步より廣くなつて居る事を暗示せられたが從ふべきであらう。

齒の長さに就いて同氏は「神門水海より大海に通ずる口は、今の關島より二十餘町南であつたらう。その間が即ち齒である」と云はれ(同書二四六頁)從ふべきである様であるが、若しそうとすれば「長三里一百步」と云ふ數字には誤りがある事になる。恐らく誤りであらうと思はれるが、若し左様でないと思はれば、神門水海

の口は現在の神門河口より更に北であつたか、
又は當時の人は菌の長さを現在の關島より更
に南方の所より起算したのであらう。然し斯か
る問題は今の主題に直接の關係はないから更に
機を見て論ずる事となし、兎に角風土記編纂時
代杵築方面より南方神門河口に向つて突出する
砂洲若しくは砂丘を戴く砂洲が存在し此所に松
が繁茂して居た事が風土記の記事によつて推定
せられるのである。

此の地は現在標高一六米、一八米、一八・五
米等を最高點とする砂丘地であるが、此の事實
から推せば、其の東方の砂丘地、一七・八米、
二九・三米、四六・六米、四一米等を最高點と
する、朝山より鏈ヶ崎南方に連亘する一塊の砂
丘地が當時亦た既に砂丘地、少くとも砂洲とし
て存在した事は推測に難くない。

當時は神門水海なるものが存し、現神門平野
の廣い部分を水面を以て占めて居た事は事實で
ある。風土記によれば郡家の西四里五十歩周卅
五里七十四歩であつたので、風土記鈔には「神

西、三部、二部、大池、板津、佐須彌、西齒、
湊、荒木、濱、入南、修理免、菱根、遙堪、常
松、江田、松寄下、横引、下庄、大島、知井宮
沖村、神西澳等諸村を廻りて、悉く以つて水海
中となす」として居るが、實際は左程廣いもの
ではなく、殊に鈔に云ふ如く廣いものではなかつた。
後藤氏も云はれた如く(出雲風土記考證
二八一頁)「修理免、菱根へかけて水海とせば、
周卅五里七十四歩よりも大きからうから、松寄
下あたりが、北の限りであつたらう。さうして
後世に菱根池になつた所は、別に水溜りになつ
て居たらうと思はれる」のである。

而して神門水海が當時既に鹹水ではなく半鹹
半淡の潟であつた事は注意に値する。出雲風土
記に前記の如く神門水海の産物として「鱈魚、
鎮仁、須受枳、鮓、玄蠣」を擧げて居るが、鱈
魚は「本草」に「鱈魚似鯉」とあり、ボラであつて
之れは、内灣河口等の深さ一米乃至十六米の中
層に群棲し遠洋に出る事稀で夜間滿潮に乗じて
水の上層に群來、食餌としては泥土中に存する

有機物を泥濘と共に呑み營養物のみを嚙下する習性を有し鯉鰻等と共に池中に養殖せられ水質多少鹹味を帯びる處は其の成績顯著であると云ふ事であり（藤田經信著、日本水産動物學、二八二—二八三頁）須受積は鱸である事明かでは近海性、深さ十三乃至三十米、海底に砂礫があり多少海藻の繁茂する場所に常棲し冬期は河より海に下り夏期は海より河に趨き、體長約六十糎となれば秋冬の交淡鹹兩水の混和する河口の稍深所に産卵する習性を有するものであり、（全書、一六五頁）、鮒は靜穩な沼地等に棲むものであり（全書、一九六頁）、玄蠣は出雲風土記考證（一八〇頁）にカラスガヒとせられて居るが若し然りとすれば之れは本州各地の湖沼に多く淡水の軟泥地に常棲する習慣を有するもの、若しカラスガヒでないにしても蠣の玄いものであるから牡蠣の種類である事確かで、若し然りと

すれば之れは我邦の沿海に産し淡水の注流する所は多少之れを産せない所はなく淺海の沙泥土に棲息するものであり（全書、五一七—五一八頁）、鎮仁は如何なるものであるか不明であるが、若し之れをチニと訓するならば（出雲風土記考證二八〇頁）「ちぬ」即ち黒鯛の異名なる事明かで、之れは靜穩な近海の深さ五米乃至四十米に常棲し淺所に來るや屢々尾を掉ひ其底土を攪亂して貝類等を食食する習性を有し、稚魚は之をカイヅと稱し夏期屢々淡水に上ることがあるとの事である（藤田經信著、日本水産動物學、一九〇頁）から、此等を産した神門水海は半鹹半淡の潟であつたと思はれるのである。殊に鮒を産した事より見れば神門水海も其の内部の奥まりは餘程鹹度が少なく殆んど淡水に近く唯其の外海に近い方が半鹹半淡であつたと考ふべきであらう。